

## 福島県特別栽培農産物認証実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は福島県特別栽培農産物認証要綱（以下、「要綱」という。）第14に基づき、特別栽培農産物に係る認証等に関して必要な事項を定める。

### (登録の申請)

第2 要綱第6の第1項の登録申請は、認証機関登録申請書（様式第1号）を、協議会会長に提出するものとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、市町村にあつては、(2)、(5)の書類を省略することができる。

- (1) 認証業務に関する規程等
- (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (3) 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類
- (4) 認証に係る検査及び判定担当職員履歴書
- (5) 役員名簿及び職員名簿
- (6) 認証に係る手数料

3 協議会会長は、要綱第6の第2項の規定に基づき、認証機関として登録したときは、当該申請機関に通知（様式第2号）するものとする。

4 協議会会長は、要綱第6の第2項の規定に適合しないときは、理由を付して当該申請機関に通知するものとする。

### (認証機関の従事者の資格等の基準)

第3 要綱第6の第2項(1)の規定による基準は、次のとおりとする。

#### (1) 認証に従事する者の資格

認証を行う農産物に関する知識を有し、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法による大学もしくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、農産物の生産に関する指導、調査もしくは試験研究に関する3年以上の実務経験を有する者

イ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校もしくは旧中等学校令による中等学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、農産物の生産に関する指導、調査もしくは試験研究に関する4年以上の実務経験を有する者

ウ ア及びイのいずれかに該当する者以外であつて、農産物の生産に関する指導、調査もしくは試験研究に関する5年以上の実務経験を有する者

エ アからウまでのいずれかに該当する者以外であつて、アからウまでに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者

#### (2) 認証の業務に従事する者の人員

ア 検査に従事する者は2名以上とし、必要に応じて適正な検査業務を行うに十分な人員

イ 判定に従事する者は1名以上とし、必要に応じて適正な判定業務を行うに十分な人員

#### (3) 認証の業務の管理に関する事項

ア 内部監査体制が整備されていること

イ 認証を行う農産物の生産者が中心となって構成されている団体においては、検査部門と当該検査の結果に基づき認証するかどうかを判定する部門が相互に独立しており、かつ、判定する際、第三者を含む判定委員会が設置されていること。

(登録変更の届出)

第4 認証機関は、第2の申請内容のうち次に掲げる部分に変更があったときには、速やかに認証機関登録変更届出書(様式第3号)に関係書類を添えて、協議会会長に提出するものとする。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の代表者名
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 認証に係る検査及び判定職員
- (5) 認証に係る手数料

(認証業務規程)

第5 要綱第7に規定する業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 認証の業務の実施方法に関する事項
- (2) 認証を行った者に対する検査・指導に関する事項
- (3) 内部監査に関する事項
- (4) 認証票の交付に関する事項
- (5) その他認証の業務に関し必要な事項

(帳簿の記載)

第6 要綱第8に規定する帳簿には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証の申請を受理した年月日
- (3) 認証を行った年月日
- (4) 認証した農産物の種類及び数量
- (5) 認証した農産物の出荷実績
- (6) 認証に従事した者の氏名

(業務の廃止)

第7 認証機関は、認証の業務を廃止するときは、認証機関登録取消届出書(様式第4号)を、協議会会長に提出するものとする。

2 協議会会長は、前号の届出があったときは、登録を取り消すものとする。

(特別栽培農産物の栽培管理等に係る認証要件等)

第8 認証要件は次のとおりとする。

- (1) 特別栽培農産物の生産に関しては、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。)第3に規定する栽培責任者及び確認責任者が置かれていること。
- (2) 精米に関しては、ガイドライン第3に規定する精米確認者が置かれていること。
- (3) 別に定める認証基準を遵守した栽培が行われ、特別栽培農産物となることが確実であること。
- (4) 出荷管理が適正に行われることが確実であること。

(認証申請等)

第9 特別栽培農産物に係る認証を受けようとする生産者(生産者が管理組織を設置しているときは、その代表者。以下同じ。)又は精米の認証を受けようとする精米責任者(以下、「生産者等」という。)は、特別栽培農産物認証申請書を認証機関の長に提出するものとする。

2 認証機関は、前項の申請があったときは、第8に適合するか否かを審査し、適合する

ときは、生産者に承認通知をするとともに生産者承認報告書（様式第5号）を協議会会長に提出するものとする。

- 3 生産者は、作物名、作型、生産ほ場の所在地、栽培責任者、確認責任者又は精米確認者に変更が生じたときは、速やかに特別栽培農産物認証変更申請書を認証機関に提出するものとする。
- 4 認証機関は、前項の変更申請があったときは、第8に適合するか否かを審査し、適合するときは、生産者に承認通知をするものとする。
- 5 認証機関は、第2項により承認を行ったものについて、生産ほ場等の状況及び栽培管理記録又は特別栽培米等受払台帳の記載状況を確認するため、栽培が行われている期間中、随時、現地調査を行うものとする。
- 6 認証機関は、特別栽培農産物の最初の出荷が開始される前に、前項の現地調査等に基づき、第8に適合するか否かを審査し、適合するときは、当該特別栽培農産物として認証するとともに、生産者に通知するものとする。
- 7 生産者等は、作物ごとに、認証された特別栽培農産物の出荷がすべて終了したときは、速やかに出荷報告書を認証機関に提出するものとする。
- 8 認証機関は、前項の報告があったときは、出荷実績報告書（様式第6号）を、協議会会長に提出するものとする。
- 9 認証実績を有し適切な認証が行えると認められる認証機関については、前項までの規定によらないことができるものとする。  
ただし、生産者承認報告書及び出荷実績報告書の提出については、この限りでない。
- 10 その他申請等については、認証機関が定める業務規程によるものとする。

#### （認証の表示）

- 第10 生産者等は、認証された特別栽培農産物を出荷するときは、ガイドライン第4による表示を行うときに限り、要綱第10の表示を付するものとする。
- 2 認証票の様式及び取扱については、別に定めるものとする。
  - 3 生産者等は、認証票の管理を行うものとする。
  - 4 認証機関は、認証票の使用及び管理の状況について検査するものとする。
  - 5 認証機関は、認証の表示が不適正であると認めたときは、認証を取り消すとともに、認証票の使用の中止を命ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成13年12月13日から施行する。
- 2 この要領の施行前に生産過程等が開始された農産物であって、この要領に適合すると認められるものについては、認証の対象とすることができる。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に生産される特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成16年3月31日以前に生産された特別栽培農産物について、本要領を適用することは差し支えないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年10月4日から施行する。